

北九州市立大学英語教育業務委託 仕様書

1 件名

北九州市立大学英語教育業務委託

2 目的

本業務は、1年次必修科目「Communicative English I・II」において、リーディング及びリスニングの基礎的能力を体系的に育成し、2年次に開講される4技能統合科目への円滑な接続を図るとともに、本学の中期計画に掲げる「2年次末までに在学生の50%以上がTOEIC® L&R テスト 470点相当以上を取得する」目標の達成に資する質の高い英語教育を実施することを目的とする。本業務は、本学の教育方針及びシラバスに基づき本学の指導計画のもと実施するものとする。

3 委託期間

2027年4月1日（木）～2029年3月31日（土）

4 履行場所

北九州市立大学北方キャンパス（北九州市小倉南区北方4丁目2番1号）

5 必要講師数

3名

6 委託内容

本学からの指示に基づき、下記の業務を行う。

（1）担当授業科目（2科目）

①Communicative English I（1年次第1学期開講・必修科目・1単位）

②Communicative English II（1年次第2学期開講・必修科目・1単位）

委託対象となる「Communicative English I・II」は、1年次に開講される「Communicative English I～IV」のうち、リーディングおよびリスニング能力の向上に重点を置く科目である。

これらの科目は共通して、「基礎的な英語能力の定着」を目的とし、文法力・語彙力の強化に加えて、主として読む力（リーディング）および聴く力（リスニング）の向上を目標としている。

本学の中期計画では、2年次末までに在学生の50%以上がTOEIC® L&R テスト 470点相当以上を取得することを目標としており、本科目もこの目標達成に資する内容として、本学が定める授業方針に基づき実施する。

なお、「Communicative English III・IV」はスピーキングおよびライティングに焦点を当てた科目として位置づけられている。また、2年次には4技能を統合した科目として「Communicative English V・VI」を開講する予定であり、本科目はそれらにつながる基礎科目として位置づけられている。

(2) 担当クラス数

各科目3クラス（同じ曜日・時限に同時開講）

※1クラスあたり約40名。

※プレイメントテストの結果を元に編成したクラスを担当。

(3) 担当業務

①シラバス作成に関する業務

②担当授業科目の実施（各科目15回の授業（期末試験を実施する場合は、15回の授業に加えて期末試験1回））

※1回あたり90分、原則週1回、平日開講。

※授業日は別途定める学年暦及び時間割に基づく。

※授業内容はあらかじめ本学が受託者と調整の上決定したシラバス及び指導計画に沿って行うものとする。

③授業内容に関する質疑対応

④補講対応

※自然災害等による休講または講師都合による休講が生じた場合のみ

⑤期末試験対応（試験監督）

⑥成績評価原案の作成

7 学内の設備等について

授業を実施する教室の設備等は原則以下のとおり。

- ・黒板（またはホワイトボード）
- ・プロジェクター、スクリーン
- ・学生の席は机・椅子ともに固定（一部机・椅子が可動する教室あり）
- ・Wi-Fi

8 実施体制

- ・指定した曜日・時限に3名の講師を同時に派遣すること。
- ・自然災害等に伴う休講または講師都合によりやむを得ず授業日を振り替えた場合は、振替先の授業日（補講日）における講師の派遣を確保すること。
- ・本学に派遣する講師に対して業務の管理・指示を行う管理者を定めること。
- ・本学との連絡・協議にあたる担当者を定めること。

9 経費の負担等

- ・講師の交通費については委託料に含む。
- ・授業で使用するプリント等学生に配布する資料については本学内で印刷すること。本学以外で印刷をした場合、その費用については受注者にて負担すること。
- ・授業内で講師が使用するパソコンについては受注者にて用意すること。なお、学生が使用するパソコンは学生が授業時に持参する。
- ・教材等の購入が必要な場合は、シラバスに記載する必要があるため事前（前年度の12月まで）に本学に相談すること。

10 委託料の支払い

- (1) 本業務の委託料は契約年数2年分とし、委託料を契約年数で等分した額を各年度の年間委託料とする。
- (2) 年間委託料の算定において小数点以下の端数が生じた場合は、その端数額を初年度の年間委託料に加算し、以降の年度は端数調整後の等分額とする。
- (3) 各年度の年間委託料は学期単位で2分割し、各学期の終了後に年間委託料の2分の1額を支払う。2分割した際に小数点以下の端数が生じた場合は、その端数額を当該年度の初回の支払いに加算する。
- (4) 支払いは、受注者から業務完了報告書（様式は任意）と請求書（様式は任意、適格請求書発行事業者である場合は登録番号を必ず記載すること）の提出を受けたのち、大学が定める期日に銀行振込により行う。

11 関係規程の遵守、守秘義務

- ・受注者及び派遣講師は、本業務の遂行に関連して知り得た本学及び本学学生に関する情報（個人情報、成績、学内運営情報等）を、第三者に漏洩、開示、または本業務の範囲を超えて利用してはならない。これらの情報の管理にあたっては、本学が定める関係規程及び情報セキュリティポリシーを順守するものとする。
- ・万が一、外部に流出する等の事故が発生したとき又は発生する恐れのある場合は、すみやかに本学に報告するとともに、本学、本学学生又は第三者に損害を与えた場合は、本学は受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- ・本義務は、本契約終了後も継続する。

12 その他

本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、本学と別途協議のうえ、決定する。